

健生支第 493 号
令和 2 年 5 月 22 日

各区生活支援課長

健康福祉局生活支援課長

新型コロナウイルス感染症の拡大に際する電話等を用いた診療等の
時限的・特例的な取扱いにおける薬剤の配送費用の取扱いについて（通知）

令和 2 年 4 月 15 日付健生支第 201 号により、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた電話等を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについてはすでにお示しをしていますが、別紙の通り、厚生労働省から薬剤の配送費用の取扱いに関する事務連絡が発出されました。本市における取扱いを整理しましたので、各区におかれましては次の通りご対応をお願いします。

なお、この対応については、時限的・特例的な取扱いであるため、今後取扱いが変更となる場合がありますのでご留意ください。

1 給付対象

(1) 薬局による薬剤の配送料等について

新型コロナウイルス感染症の拡大による、電話・情報通信機器を用いた診療を受けた際に、調剤薬局が患家に対して薬剤配送等を行う場合があります。

このとき発生する薬剤配送料等については、令和 2 年 4 月 30 日より、薬局による薬剤交付支援事業の対象として国の補助対象となりますが、一部患者負担分が発生する場合があります。これについては、医療扶助運営要領第 3 の 9 (2) のなお書きに基づき、医療移送費として医療扶助給付を認めて差し支えありません。

令和 2 年 4 月 30 日以降の対応

薬剤の配送先	支援事業補助額	医療扶助での対応
新型コロナ陽性患者の自宅もしくは宿泊先	薬剤の配送に要した費用の全額	対応なし
上記以外の患者	薬剤の配送に要した費用のうち、100 円を差し引いた額	補助の対象とならない 100 円を保護受給者へ支給

※上記の「薬剤の配送に要した費用」は、配送業者を利用した場合は配送費、薬局の従事者が患者宅等に届けた場合は交通費、人件費の実費額となります。

※令和 2 年 4 月 29 日以前については補助がないため、全額医療扶助での対応となります。

(2) 医療機関による、薬局への処方箋送付費用等について

電話・情報機器を用いた診療を受けた後、医療機関から調剤薬局へ処方箋の送付を行った際に生じる電話代、FAX代等については支援事業の対象外の為、実費が患者に請求される場合があります。

これらの費用についても、医療扶助運営要領3-9(2)のなお書きに基づき、必要最低限度の額を医療移送費として保護受給者に対し給付して差支えありません。

2 保護の決定方法

保護受給者から薬剤配送料等の一部患者負担分について相談があった場合は、生活保護申請書とあわせて薬剤配送等の支払がわかる挙証資料を徴取のうえ、医療移送費として認定を行ってください。

また、認定に際してはケース記録に経過がわかるように記載を行ってください。

健康福祉局生活支援課
医療担当
671-4088

事務連絡
令和2年5月18日

都道府県
各指定都市 生活保護担当課医療扶助担当係 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける薬剤の配送費用の取扱いについて

電話や情報通信機器による服薬指導等については、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課連名事務連絡（以下、「4月10日事務連絡」という。））に従って実施されているところですが、先般、令和2年度補正予算の成立を受け、「電話や情報通信機器を用いた服薬指導等の実施に伴う薬局における薬剤交付支援事業について」（令和2年4月30日厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）が発出されているので、生活保護業務においても、下記の点についてご留意いただくとともに、管内実施機関への周知をお願いいたします。

記

1. 4月10日事務連絡の取扱いに従い実施された、電話や情報通信機器による服薬指導等に伴い発生した患者宅等への薬剤の配送料等については、4月30日以降厚生労働省医薬・生活衛生局総務課において実施される「薬局における薬剤交付支援事業（以下、「支援事業」という。）」の対象とされており、生活保護受給者に対する配送料等についても当該支援事業の対象となる。
2. 上記における配送料等の一部患者負担分は、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知、令和元年9月25日社援発0925号第2号改正まで）第3の9（2）の尚書きに基づき、医療扶助給付を認めて差し支えない。
なお、支援事業の対象とならず、被保護者に対し配送料等が請求されてい

る場合においても、必要性を確認の上、同様に給付を認めて差し支えない。

事務連絡
令和2年4月30日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

電話や情報通信機器を用いた服薬指導等の実施に伴う薬局における
薬剤交付支援事業について

電話や情報通信機器による服薬指導等については、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「4月10日事務連絡」という。）に従って実施されているところですが、本日成立した令和2年度補正予算において「薬局における薬剤交付支援事業」（以下「支援事業」という。）を下記のとおり実施することとしましたので、御了知の上、貴管下の薬局・関係団体に周知していただくようお願いします。

記

1. 事業実施団体

支援事業の実施団体は都道府県薬剤師会であり、薬局は、所在地の各都道府県薬剤師会が実施する事業において必要な手続等を行うこと。

2. 支援の対象

支援の対象は、以下の事務連絡の取扱いに従って実施された電話や情報通信機器による服薬指導等に伴い発生した患者宅等への薬剤の配送料、薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の交通費及び人件費であること。

- ・「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」の送付について（令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）
- ・新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について（令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課及び厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「4月10日事務連絡」という。）
- ・歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（令和2年4月24日付け厚生労働省医政局歯科保健課及び厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）

3. 事業内容

支援事業においては、以下の事項を実施することとするが、電話や情報通信機器による服薬指導等を実施する薬局においては、今後、各都道府県薬剤師会のホームページ等で示される必要な手続や報告のための様式等に従い申請等を行うこと。

(1) 配送料等の支援

配送料等の支援は、令和2年度薬局における薬剤交付支援事業実施要綱等に基づき実施されるものであること。なお、支援の対象は、処方箋発行日にかかわらず、本日以降に行った薬剤の配送等に係る費用であること。

(2) 電話や情報通信機器による服薬指導等の検証のために必要な情報の報告

本事業において、薬局における電話や情報通信機器による服薬指導等の実施状況を定期的に把握し、4月10日事務連絡の「5. 本事務連絡による対応期間内の検証」に基づき実施される検証のために必要な情報を収集するため、薬局においては、上記(1)の配送料等の支援の申請時に、請求しないものも含め、電話や情報通信機器による服薬指導を実施した内容について各都道府県薬剤師会に報告すること。なお、報告で用いる様式については、各都道府県薬剤師会において示すこととしているが、別添の様式を想定していること。

(参考) 4月10日事務連絡（抜粋）

5. 本事務連絡による対応期間内の検証

本事務連絡による対応は、新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関への受診が困難になりつつある状況下に鑑みた時限的な対応であることから、その期間は、感染が収束するまでの間とし、原則として3か月ごとに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や、本事務連絡による医療機関及び薬局における対応の実用性と実効性確保の観点、医療安全等の観点から改善のために検証を行うこととする。その際、各都道府県においては、各都道府県単位で設置された新型コロナウイルス感染症に係る対策協議会等において、上記1(5)に基づき報告された実施状況も踏まえ、本事務連絡による対応の実績や地域との連携状況についての評価を行うこと。なお、評価に当たっては、医務主管課及び薬務主管課等の関係部署が連携しながら対応すること。

